

滋賀県環境審議会委員の募集

滋賀県では、滋賀県環境審議会において、環境の保全に関する基本的事項や重要事項について、審議していただく委員を募集します。

◆滋賀県環境審議会とは

本県の環境に関する施策を進める上で基本となる計画や条例について、調査審議していただく機関です。

審議会には専門分野ごとに以下の7つの部会が設置されており、会議は通常、部会ごとに開催されます。（各委員にはいくつかの部会に所属いただき、所属部会の会議に出席していただきます。）

部会：①環境企画部会、②温暖化対策部会、③水・土壌・大気部会、④廃棄物部会、⑤自然環境部会、⑥温泉部会、⑦琵琶湖総合保全部会

◆委員の仕事

年に数回開催される会議に出席して、他の委員の方々とともに、環境保全に関する基本的事項等について調査審議していただきます。（会議出席の都度、報酬と交通費をお支払いします。）

◆委員の任期 令和2年6月1日から2年間

◆応募の資格

県内に在住または在勤・在学されている方で、年齢が満18歳以上の方です（令和2年6月1日現在）。なお、滋賀県の他の審議会等の委員になっておられる方、以前に公募により選任された滋賀県環境審議会委員の方は応募できません。

◆募集の人数 3人以内

◆応募の方法

このチラシ裏面の「滋賀県環境審議会委員応募書」に必要事項を記入の上、日頃感じている環境保全上の課題について、提案や意見等を1,000字程度にまとめた「意見書」を添えて応募してください。（郵送、E-mailまたは直接お届けください。FAXでは受付しておりません。）

- ◎ 「滋賀県環境審議会委員応募書」の電子データは県HP（<https://10.36.8.116/kensei/koho/e-shinbun/bosyuu/309282.html>）にも掲出しています。
- ◎ 「意見書」は、A4サイズの原稿用紙や便せん、レポート用紙などを利用して作成してください。
- ◎ 「意見書」では、テーマとそれに対する問題意識や関心を簡潔に明記したうえで、提案や意見等を記入してください。
- ◎ 委員は、応募された方の中から、選考会議で選考の上、決定します。選考の結果は、御本人にお知らせします。
- ◎ 応募書と意見書はお返ししませんので御了承ください。
- ◎ 応募書に御記入いただきました個人情報、他の目的に使用しません。

◆応募期間 令和2年2月3日（月）～3月16日（月） ※必着

◆応募先（お問い合わせ）

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1 滋賀県琵琶湖環境部環境政策課企画調整係
電話：077-528-3354 / E-mail：de0002@pref.shiga.lg.jp

滋賀県環境審議会委員応募書

滋賀県環境審議会委員に次のとおり応募します。

ふりがな 氏名		性別		年齢 (R2.6.1現在)	歳
住所	〒				
勤務先・学校等 所在市町村					
連絡先 電話番号	(自宅・勤務先) — —				

以下の活動経験については、できるだけ詳しく記入してください。

	名 称	期 間
国・県・市町村 の審議会委員、 モニター等の 経験		
	内 容	年月または期間
その他の活動 の経験		

記入上の留意事項

- 1 年齢は、令和2年6月1日現在で記入してください。
- 2 審議会には、協議会、懇話会などを含みます。
- 3 その他の活動の経験には、例えば、消費生活、環境、産業、教育、地域、男女共同参画関係などの団体活動・グループへの参加の状況や経験などを、できるだけ詳しく記入してください。